

四国圏広域地方計画協議会幹事会の開催について

～四国圏の将来ビジョン～

四国圏広域地方計画は、平成28年3月の策定以降、その実現を図るため各種施策の展開・具体化を進めております。今般、その進捗状況と、令和3年6月24日開催の幹事会で示した中間評価の実施方針に基づく中間評価（案）のとりまとめに向けて、以下のとおり幹事会を開催します。

「四国圏広域地方計画」は、「国土形成計画（全国計画）」で示された基本方針を踏まえて策定された、四国圏の自立的・持続的な発展に向けた将来展望を描く総合的な四国の形成に関する施策の指針です。国（地方支分部局）、地方公共団体、経済界等の関係機関が連携し、四国圏の将来像の実現に向けて、計画を着実に推進しているところです。

日 時： 令和4年1月12日（水）15：00～17：00

場 所： 高松サンポート合同庁舎（北館）13階（1304会議室）

※構成員は基本 WEB 上での参加となります。

出席者： 四国圏広域地方計画協議会幹事会 構成員（別紙1参照）

主な内容： （1）四国圏広域地方計画の進捗状況について

（2）四国圏広域地方計画の中間評価（案）について

* 四国地方整備局及び四国運輸局は、上記会議室にて出席しますが、その他の構成機関は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、WEB上での参加となります。

* 報道関係者の方は、上記会議室又はWEB上での傍聴どちらでも可能です。

* WEB上での傍聴の場合、通信状況によっては、映像の乱れや一時的な停止があることを予めご了承ください。

* 傍聴希望の方は、1月11日（火）12：00 までに別紙2にてご連絡願います。

* WEB上での傍聴者には、事前に資料及び傍聴 WEB アドレスを送付します。

<問い合わせ先>（〇は主な問い合わせ先）

四国圏広域地方計画推進室（四国地方整備局）

進捗状況、中間評価（案）等に関する問合せ

企画部 広域計画課

課長 いしおか かつひろ 石岡 克浩（内線3211）

〇課長補佐 くさなぎ かずお 草薙 万男（内線3212）

電話 087-811-8309（広域計画課直通）

幹事会の開催・進行に関する問合せ

建政部 計画・建設産業課

課長 しもむら たけし 下村 健（内線6121）

〇課長補佐 たかぎ ひろし 高木 宏（内線6122）

電話 087-811-8314（計画・建設産業課直通）

- 四国圏広域地方計画協議会 幹事会 構成員 (予定)
- ・ 警察庁中国四国管区警察局四国警察支局 警務・監察課長
- ・ 総務省四国総合通信局 総務部長
- ・ 財務省四国財務局 総務部長
- ・ 厚生労働省中国四国厚生局 (代理四国厚生支局) 総務課長
- ・ 農林水産省中国四国農政局 企画調整室長
- ・ 農林水産省林野庁四国森林管理局 総務企画部長
- ・ 経済産業省中国経済産業局 総務企画部長
- ・ 経済産業省四国経済産業局 総務企画部長
- ・ 国土交通省四国地方整備局 企画部長
- ・ 国土交通省四国地方整備局 建政部長
- ・ 国土交通省四国運輸局 交通政策部長
- ・ 国土交通省四国運輸局 観光部長
- ・ 国土交通省大阪航空局 空港部長
- ・ 国土交通省気象庁大阪管区気象台 気象防災部長
- ・ 国土交通省海上保安庁第五管区海上保安本部 総務部長
- ・ 国土交通省海上保安庁第六管区海上保安本部 総務部長
- ・ 環境省中国四国地方環境事務所 四国事務所長
- ・ 徳島県 政策創造部長、県土整備部長
- ・ 香川県 政策部長、土木部長
- ・ 愛媛県 企画振興部長、土木部長
- ・ 高知県 総務部長、土木部長
- ・ 徳島県市長会 事務局長
- ・ 徳島県町村会 常務理事
- ・ 香川県市長会 事務局長
- ・ 香川県町村会 事務局長
- ・ 愛媛県市長会 事務局長
- ・ 愛媛県町村会 事務局長
- ・ 高知県市長会 事務局長
- ・ 高知県町村会 事務局長
- ・ 四国経済連合会 専務理事
- ・ 四国商工会議所連合会 常任幹事 (高松商工会議所専務理事)

四国圏広域地方計画推進室 行き

(四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課)

申込先e-mail : skr-keiken@mlit.go.jp

四国圏広域地方計画協議会 幹事会

【 傍聴申込書 】

日 時 : 令和 4 年 1 月 1 2 日 (水)

1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

1. 希望される方に○を付けてください。

() 現地にて傍聴を希望

() Web会議にて傍聴を希望

2. 下記事項についてご記入ください。

会社名	氏名	メールアドレス	連絡先電話番号

注) 上記メールアドレスにWEB会議案内URLをお送りいたします。

提出期限 : 令和 4 年 1 月 1 1 日 (火) 1 2 時まで